

## 職員の懲戒処分等について

令和7年4月30日付けで、当組合職員に対し地方公務員法第29条に基づく懲戒処分等を行ったので、下記のとおり公表します。

### 記

- 1 被処分者                      事務部局職員 男性（30代）
  - (1) 処分内容                      停職 3か月
  - (2) 処分年月日                      令和7年4月30日
  - (3) 処分の根拠                      地方公務員法第29条第1項第1号から第3号までの規定に該当するもの。
  - (4) 事案の概要                      被処分者は、複数年にわたり、同じ職場の複数の女性職員に対して性的な言動や身体的接触を繰り返すセクシュアルハラスメント行為を行った。

※ 本件事案の日時、詳細及び被処分者並びに被害を受けた職員に関する情報等については、プライバシーの侵害や二次被害を防ぐため、公表を差し控えさせていただきます。

### 2 管理監督者の処分

上記事案に関して、部下職員の管理監督が不適正であったものと判断し、以下の通り処分しました。

- (1) 所属長                      厳重注意
- (2) 前所属長                      厳重注意

### 3 再発防止策

今後は、被害を受けた職員に二次被害等がないよう配慮するとともに、この度の事案を踏まえて、改めて全職員に対して自覚を促し、ハラスメント防止に向けた取組を、より一層徹底するよう努めてまいります。